

（業務内容等に関する合意）

第1条 甲に派遣される乙の従業員（以下「派遣従業員」という。）の従事すべき業務内容、就業場所、甲において派遣従業員を指揮命令する者、その他労働者派遣の実施に関して必要な細目については、仕様書等に定めるものとする。

（就業の確保）

第2条 乙は、派遣従業員に対し適正な労務管理を行い、別途合意する業務の遂行に支障をきたしたり、甲の名誉及び信用を害する等の不都合を生じさせたりしないよう、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、労働者派遣の実施に際し、派遣従業員について傷病、その他の理由により欠務を生じる場合は、甲に通知のうえ遅滞なく代替の派遣従業員を派遣しなければならない。また、知識及び技能の不足若しくは経験の未熟により業務の遂行に支障を来たさぬようにしなければならない。

（業務の指揮）

第3条 甲は、派遣従業員について、その者が甲において従事すべき業務の遂行に関し必要な指揮命令を行なうことができる。

2 乙は、派遣従業員について、前項の指揮命令のほか甲における職場秩序維持、施設管理その他の派遣従業員の就業に関し甲が行なう指示に従うよう、適切な指示を行わなければならない。

3 甲は、別途仕様書等に定める就業条件等に違反して派遣従業員を使用してはならない。

（秘密の保持）

第4条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本契約の終了後又は解除後も同様とする。

2 乙は、派遣従業員その他の乙の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

（代金の支払い等）

第5条 乙は、仕様書等により代金の請求日を別に定める場合を除き、当該月分の履行に係る代金を翌月初日以降に甲に対して請求することができる。

2 甲は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、乙に代金を支払う。

3 甲は、前項の支払期限よりも支払が遅延したときは、当該遅延日数に応じ、代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて得た額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、これを支払わない。

4 甲の責に帰すべき事由により派遣従業員の業務遂行が不可能となった場合は、乙は甲に対し代金を請求することができる。

（契約内容の変更等）

第6条 甲と乙は、必要があるときは、双方協議の上、本契約（仕様書等に定める細目を含む。以下同じ。）の内容を変更することができる。

（契約の解除）

第7条 乙が正当な理由なく本契約に定める義務の履行を怠り、履行の催告に対して誠意を示さないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、契約金額（単価契約の場合は「支払限度額」と読み替える。以下同じ。）の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。この場合において、履行完了部分があるときは、契約金額から当該履行完了部分に対する代金相当額を控除した額の100分の10に相当する額を違約金とする。

3 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（解除の制限）

第8条 甲は、派遣従業員の国籍、信条、性別、社会的身分、又は派遣従業員が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、契約を解除することができない。

（協議解除）

第9条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除するときは、甲はあらかじめ30日前までに文書により乙に解除の申入れを行わなければならない。

（権利の譲渡等）

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(損害賠償)

第11条 乙若しくは派遣従業員の故意又は重大な過失により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)

第12条 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。以下同じ）が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 個人事業主、法人の代表役員（入札参加資格者である個人又は法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。））、一般役員等（入札参加資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時、区との区の発注する契約を締結する権限を有する事業所の所長をいう。）で代表役員以外の者）及び役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者及び雇用される者で、前述に該当する者以外の者（以下「法人の役員若しくは使用人」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (2) 法人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 法人の役員若しくは使用人がいかなる名義をもってするかを問わず暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。
- 3 甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙が第1項各号のいずれかに該当したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額（契約の一部の履行があったときは契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除して得た額の100分の10相当額）を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 5 第3項及び前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 6 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。
- 7 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、中野区契約事務規則第42条に定める契約書又は電子契約書（表題の契約書及びこれに添付された内訳書、仕様書、図面等を指し、以下総称するときは「契約書等」という。）の関係規定を準用するものとする。

(下請負等の禁止)

第13条 乙は、この契約の履行に当たり、中野区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年8月31日24中経理第714号。以下「要綱」という。）第3条に基づく入札参加除外措置を受けている者（以下「入札参加除外者」という。）又は甲の入札参加資格を有する者以外の者で甲の発注する契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）にこの契約の一部を下請負（当該受託者から業務の一部を受任し、または請け負う者、それ以降の二次以降の下請負人等を含む。以下同じ）をさせ、若しくは委託を行ってはならない。また、乙はこの契約の下請負もしくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに当該契約の解除をしなければならない。

2 乙が、入札参加除外者又は排除要請者のうち、要綱別表第1号に該当する者をこの契約の下請負人等としていた場合は、甲は乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。

3 前2項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

4 甲は、第2項により契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、甲が発注する契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

第14条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等からに限らず履行妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入等」という。)を受けた場合(下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、毅然として拒否し、遅滞なく甲への報告及び管轄警察署への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面にて甲及び管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。

3 乙は、下請負人等が不当介入等を受けた場合は、毅然として拒否し、遅滞なく乙に対して報告するよう当該下請負人等に指導しなければならない。また、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

4 甲は、乙が不当介入等を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、甲が発注する契約から排除する措置を講ずることができる。

(契約の効力)

第15条 この契約を電子契約書にて締結する場合には、中野区契約事務規則第42条第4項の方法に従い電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書前文下に定める年月日より効力を有する。

(その他)

第16条 この契約書等の解釈又は本契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、日本国の法令に基づき、甲乙協議の上で解決するものとする。

附則

第1条 この契約が単価契約である場合の各単価の額は、内訳書のとおりとし、その額には消費税相当額を含まないものとする。ただし、当該内訳書に消費税相当額を含む旨の表示がある場合は、この限りでない。

2 代金は、内訳書に記載された各単価の額によって算出した合計額とし、その合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前項の代金に対する消費税相当額を計算する場合においてその計算額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。